

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、亡くなった父が納付していたと母から聞いている。真面目な性格の父が保険料を納付しなかったというのは納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料を納付していたとするその父親及び父親と一緒に納付していたとする母親の保険料は全て納付されていることから、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年8月9日に払い出され、申立人は、20歳に到達した41年*月*日に遡及して被保険者資格を取得しているところ、特殊台帳によると、申立人の昭和46年度の国民年金保険料は昭和46年10月に一括で納付していることが確認でき、申立期間の保険料は、納付した時点で過年度保険料として納付可能であった上、申立期間の直前の41年4月から45年3月までの保険料は、特例納付（附則13条）をすることにより、被保険者資格の取得日まで遡って納付をしていることが現金納付者名簿及び特殊台帳において確認できることから、申立期間についても申立人の父親が保険料を納付したはずであるとする主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

兄から国民年金の加入を勧められ、夫婦で加入手続を行い、自宅の近くの地区会館に国民年金保険料を持参していた。

毎回、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、申立期間については妻の分は納付済み、私の分は未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付し、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間を含めて保険料を全て納付していることが確認できることから、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「国民年金保険料は、自宅の近くの地区会館で、地区の代表者に納付していた。」と主張するところ、A 市町村の回答から、申立期間当時、申立人が居住していた地区において、地区会館で国民年金委員による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる。

さらに、申立人は、「夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。」と主張するところ、A 市町村が保管する国民年金被保険者名簿から、保険料の納付記録が確認できる昭和 36 年から 60 年までの期間において、申立人及びその妻の保険料の納付日がおおむね一致し、申立期間については、申立人の妻の保険料が 48 年 4 月 28 日に納付されていることが確認できることから、夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立人の主張に不

自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和41年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年1月1日から同年4月1日まで
② 昭和44年9月1日から45年7月1日まで

私は、昭和39年3月にB株式会社に入社し、41年1月1日付けで系列会社の株式会社Aへ異動となり、本店でC業務に従事した。年金事務所の回答によると、株式会社Aでの資格取得日は同年4月1日となっており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとのことだが、その間も継続して勤務していた。

また、株式会社Aには、元同僚の勧めにより、昭和44年9月1日に再就職し、本店でC業務に従事したが、厚生年金保険の加入記録は45年7月1日からとなっている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚及び複数の経理担当者の証言から判

断すると、申立人は、B株式会社及び系列会社の株式会社Aに継続して勤務し（昭和41年1月1日にB株式会社から株式会社Aに異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に事業が廃止されている上、事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人は、株式会社Aに正社員として勤務していたことが認められる。

また、昭和45年4月から株式会社Aの経理課長であった者は、「正社員は、厚生年金保険に加入していた。申立人も正社員であったので給与から厚生年金保険料は控除されていたと思う。前任の経理課長が複数の社員の社会保険の加入手続を失念し、後日、資格取得手続をした記憶もある。」と証言している。

さらに、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上記の経理課長を含む同僚5人（申立人が記憶している同僚3人を含む。）に照会したところ、5人全員が、自身が記憶する株式会社Aに勤務していた期間と厚生年金保険の加入期間は一致している上、そのうち4人は、「申立人は正社員として勤務していた。正社員は、試用期間が無く、入社と同時に社会保険に加入していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和45年7月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に事業が廃止されている上、事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成12年1月から同年9月までは59万円、同年10月から13年1月までは62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から13年2月27日まで

私が株式会社Aに代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円に減額訂正されているが、当時は社会保険料の滞納は無く、標準報酬月額の減額訂正について説明を受けたこともないので、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成12年1月から同年9月までは59万円、同年10月から13年1月までは62万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった13年2月27日の後の同年3月2日付けで、12年1月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、株式会社Aの閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間において同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、上記の遡及訂正処理は、株式会社AがB地方裁判所から破産宣告を受けた平成13年2月27日の後に行われており、破産手続開始後は、同社の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、当該破産管財人は、「私は、同社が破産宣告を受けた13年2月27日に破産管財人に選任され、間もなく代表者印を預かった。また、社会保険の関係書類への押印の要請を受けたことはない。」と証言しており、社会保険事務所に対する届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下にあったと考えられることを踏まえると、申立人は当該遡及訂正処理に関与していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成12年1月から同年9月までは59万円、同年10月から13年1月までは62万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 7 月 16 日まで
私がA事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が14万2,000円から11万円に下がっているが、給与支給明細書から、申立期間において給与が下がっていないことが確認できるので、標準報酬月額を14万2,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成12年10月1日の定時決定において、14万2,000円から11万円に改定されていることが確認できる。

しかしながら、A事業所では、「厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合に係る届出様式は複写式であり、社会保険事務所、B企業年金基金及びC健康保険組合にそれぞれ届出を行っていた。」と回答しているところ、B企業年金基金が保管する加入者異動記録及びC健康保険組合が保管する被保険者記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は14万2,000円であることが確認できる。

また、A事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成13年7月16日における標準報酬月額は14万2,000円と記載され、社会保険事務所の受付印が押印されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年10月30日にA株式会社の労働者年金保険被保険者資格を取得し、19年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年10月から18年6月までは40円、18年7月から19年10月までは80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年10月28日から19年11月1日まで
私が所持する徴用令書から、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが確認でき、私自身も、昭和19年10月頃に入隊通知が来るまで同社に勤務していたと記憶している。

しかし、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においてA株式会社に勤務した。」と主張しているものの、オンライン記録では、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者台帳の記録（資格取得日は昭和17年10月30日、資格喪失日は空欄）が確認できるところ、申立人の所持する徴用令書から、申立人は、17年10月28日から19年10月31日までA株式会社に徴用されていたことが確認できる。

また、申立人と同郷の同僚は、「申立人と同時期に徴用され、私が昭和19年10月頃に入隊するまで一緒に勤務していた。」と証言している。

さらに、上記の未統合記録が記載された厚生年金保険被保険者台帳には、「20年4月15日（焼失）32年10月10日（認定）」の記載がある

ことから、A株式会社の被保険者名簿は戦災により焼失しており、現存している被保険者名簿は戦後に復元されたものであると考えられる上、当該被保険者名簿において、欄外に被保険者氏名及び被保険者期間が記載されている者がみられることや、氏名等が確認できない記録も存在することから、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は申立人の記録であると認められ、A株式会社における労働者年金保険被保険者資格の取得日は昭和17年10月30日、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は19年11月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の未統合の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和17年10月から18年6月までは40円、18年7月から19年10月までは80円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成9年2月から同年6月までは28万円、同年7月から10年9月までは34万円、10年10月は38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から10年11月29日まで
ねんきん定期便により、私がA株式会社B営業所に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられていることを知った。

標準報酬月額の減額について会社から説明は無く、当時は給与が下がることもなかったもので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成9年2月から同年6月までは28万円、同年7月から10年9月までは34万円、10年10月は38万円と記録されていたところ、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年12月23日の後の11年3月8日付けで、9年2月に遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時は、A株式会社B営業所の所長として勤務していた。」と述べているものの、同社の閉鎖登記簿謄本から、申立人が同社の役員ではなかったことが確認できる上、当時の同営業所の社員は、「給与計算や社会保険事務は全て本社で行っていたため、申立人はB営業所の所長であったが、社会保険事務には従事していなかった。」と証言している。

さらに、標準報酬月額の減額訂正が行われた平成11年3月8日には、申立人は別の事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認でき

ることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年2月から同年6月までは28万円、同年7月から10年9月までは34万円、10年10月は38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

結婚（平成 2 年）した数年後に、過去の国民年金保険料の未納分を一括で納付するようにとの連絡が来たので、夫と一緒に保険料 40 万円ぐらゐを一括で金融機関の窓口で納付したが、未納とされている期間があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚した平成 2 年の数年後に国民年金保険料の未納分を一括で納付した。納付したのは 1 回だけだった。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月までの申請免除承認期間の保険料を平成 5 年 1 月に追納（追納の時効は 10 年）していることが確認できる。

しかしながら、申立期間①及び②については、結婚した平成 2 年の時点で既に時効により国民年金保険料を納付することができないことから、5 年 1 月に追納保険料と一緒に納付することはできなかつたものと考えられる。

また、一緒に納付しに行ったとする申立人の夫は、「1 枚の納付書で納付した。」と述べているところ、年金事務所では、申請免除承認期間の追納保険料の納付書と未納期間の過年度保険料の納付書を、まとめて 1 枚の納付書として発行することはないとしている。

さらに、申立人が納付したと記憶する金額は、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額及び申請免除承認期間の保険料を追納した金額の

合計額等と大幅に相違している。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年11月から51年3月まで

私は、A市町村役場から国民年金の加入通知が届いたので、当時下宿していた上司の妻に依頼して加入手続をした。加入後は、毎月の保険料を上司の妻に渡して、納付してもらっていたと記憶している。申立期間が未納とされていることに納得がいかないのので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時下宿していた上司の妻に依頼して国民年金の加入手続をし、加入後は、毎月の保険料を渡して納付してもらった。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年6月22日に払い出され、申立人は、49年*月*日まで遡及して資格を取得したことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料として納付することが可能であったところ、申立人は、加入手続後、毎月の給与から保険料を上司の妻に渡していたと記憶しているものの、遡及して加入となった申立期間（17か月分）の保険料を上司の妻に渡したかどうかの記憶が無い。

さらに、申立人の国民年金保険料を預かり、納付していたとされる上司の妻は既に死亡しており、納付状況について確認できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 10 日から同年 7 月 1 日まで
私は、昭和 32 年 5 月から A 事業所に月雇作業員として勤務し、同年 11 月末に一旦辞めた後、33 年 1 月から再び勤務したが、同年 7 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が保管する人事記録から、申立人は、申立期間において A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 33 年 1 月 10 日から同年 3 月 31 日までの期間について、申立人は、「32 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで A 事業所の B 現場に勤務した後、再度、同現場に勤務した。32 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録があるのに、翌年 1 月から勤務した期間の加入記録が無いのはおかしい。」と主張しているところ、申立人が同じ期間に一緒に勤務したと記憶する同僚二人についても、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録は 32 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間となっており、33 年 1 月 10 日から同年 3 月 31 日までの期間は厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和 32 年 12 月 1 日から 33 年 3 月 31 日までに被保険者資格を取得した者は確認できない。

申立期間のうち、昭和 33 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、申立人は、「33 年 4 月 1 日から A 事業所の C 現場で勤務したが、厚生年金保険の加入記録では同年 7 月 1 日からとなっている。」と主張しているところ、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚の加入記録も同年

7月1日からとなっていることが確認できる。

また、A事業所では、昭和33年7月1日に従来の厚生年金保険の事業所整理記号とは別の事業所整理記号を取得し、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、申立人を含む376人が同日付で被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、A事業所では、「申立期間当時のA事業所における厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月 1 日から 23 年 2 月 20 日まで

私は、昭和 16 年 4 月に A 株式会社に入社したが、19 年 2 月に召集され、終戦後の 22 年 11 月に復員し、23 年 2 月から再び勤務した。会社は、申立期間もずっと私が在籍していたことを証明してくれており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社から提出された在籍証明書により、申立人は、申立期間において同社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、A 株式会社が保管する人事記録によると、申立期間を含む昭和 19 年 2 月 14 日から 23 年 2 月 19 日までは兵役による休職期間となっていることが確認でき、B 都道府県が発行した履歴書によると、申立人は、19 年 2 月 15 日から 22 年 11 月 22 日まで陸軍に在籍していたことが確認できる。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 19 年 6 月 1 日に資格を取得し、22 年 5 月 1 日に資格を喪失した後、23 年 2 月 20 日に再取得していることが確認できるところ、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 及び同法施行令第 25 条の 2 では、19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 1 日までの陸海軍に徴集又は召集された期間については、当該保険料の納付を被保険者及び事業主共に免除し、被保険者期間として算入する旨を規定しており、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に係る申立人の備考欄には、「法第五十九条ノ二該当」の記載があることが確認できる。

さらに、A株式会社では、「召集された社員の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に関する資料は無く、当時の取扱いは不明である。」と回答しており、当時の取扱いが確認できない。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に昭和 22 年 5 月 1 日に資格を喪失し、備考欄に、「法第五十九条ノ二該当」の記載があることが確認できる者は 13 人いるところ、このうち同社が保管する人事記録で確認できる者 4 人は、厚生年金保険被保険者資格の再取得日と復職日が一致している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月1日から同年12月1日まで
② 昭和28年6月1日から33年6月1日まで

私は、申立期間①について、A株式会社B支店C営業所に臨時作業員として入社し、仕事が無くなる冬の前の昭和27年11月末に辞めるまで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間②については、運転免許を取得してA株式会社B支店C営業所に臨時作業員として再入社したが、厚生年金保険の加入記録は昭和33年6月1日からとなっている。既に処分してしまった給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていた記載があったので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務員の証言から、期間は特定できないものの、申立人は申立期間当時、A株式会社B支店C営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間①において一緒に勤務していたと記憶する同僚3人のうち、一人はA株式会社B支店における厚生年金保険の加入記録が無く、他の二人はそれぞれ申立期間①よりも後の昭和32年7月、33年3月に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②当時、臨時作業員であったと述べているところ、A株式会社B支店の当時の複数の事務員は、「臨時作業員は厚生年金保険には加入させていなかった。厚生年金保険に加入させていない者から保険料を控除することはなかった。2、3年以上勤務した臨時作業員の中から会社が選定して厚生年金保険に加入させることがあったと思う。」と証言しているところ、同社において昭和33年6月1日に申立

人を含めて19人が被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の19人の資格取得者の中で連絡先が確認できた5人のうち3人は、「入社後、厚生年金保険被保険者資格を取得するまでに1年から4年の期間があった。当時は非常勤の社員であった。」と述べている。

加えて、昭和31年4月にA株式会社B支店に入社し、32年10月に厚生年金保険に加入している別の者は、「厚生年金保険に加入していない期間については、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

なお、A株式会社D支店では、「申立人の人事記録等の資料は保管されておらず、申立期間当時のA株式会社B支店における厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 3 月 30 日まで
② 昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 3 月 30 日まで

私は、申立期間①についてはA事業所、申立期間②についてはB事業所でC職（臨時）として勤務していた。1日8時間、1か月25日で、月25万円ほどの給料だった。D事業所で厚生年金保険を掛けていたと思うので、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する人事異動通知書から、申立人は、申立期間①についてはA事業所に、申立期間②についてはB事業所にC職（臨時）として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D事業所では、「申立期間①及び②当時、C職等（臨時）については、厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除することもなかった。C職等（臨時）を厚生年金保険に加入させるようになったのは、「C職等（臨時）の社会保険の適用について（通知）」が発出された昭和62年度以降である。」と回答している。

また、D事業所が保管する資料から、申立期間①当時、A事業所においてC職（臨時）であったことが確認できる3人は、いずれも厚生年金保険の加入記録が無く、このうちの二人は当該期間に国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる上、別の一人は、「C職（臨時）が厚生年金保険に加入するようになったのは、昭和62年度からであった。」と証言している。

さらに、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間①及び②において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番

も無い。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から同年9月1日まで

私の年金記録によると、A事業所での厚生年金保険の加入は、昭和24年9月1日からとなっているが、59年当時、市町村役場の相談窓口で交付された「厚生年金保険、被保険者に関する記録事項確認票」によると、同事業所での加入は、24年4月1日からと記載されている。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所における厚生年金保険の資格取得日は、昭和24年9月1日とされているが、同年4月1日から勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間当時、A事業所に勤務していた者から聴取したものの、申立人が、申立期間において同事業所に勤務していたとする証言は得られなかった。

また、申立人は、「A事業所には、B職として勤務した。当時、同事業所のB職は一人であり、前任者のB職が退職したので私が採用となった。前任者と一緒に仕事をしたことはない。」と述べているところ、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の前任者が同事業所の厚生年金保険の被保険者資格を喪失したのは、昭和24年8月31日であることが確認できる。

さらに、申立人は、「昭和59年2月14日に、C市町村年金相談員に年金相談をした際に、同相談員から交付された「厚生年金保険、被保険者に関する記録事項確認票」には、A事業所における厚生年金保険の資格取得日は24年4月1日、資格喪失日は30年11月20日と記載されているので、

資格取得日は 24 年 4 月 1 日のはずである。」と主張しているところ、申立人が所持する当該記録事項確認票から、その記載が確認できる。しかし、当該記録事項確認票には、「昭和 59 年 2 月 14 日、D 社会保険事務所に電話照会し、オンラインによるディスプレイ装置で照写してもらった結果、次のとおり確認されたので記録します。」と記載されているところ、オンライン記録、厚生年金保険被保険者番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において確認できる申立人の A 事業所における資格取得日は、全て 24 年 9 月 1 日であることが確認できることから、当該記録事項確認票の資格取得日について、記載を誤った可能性が考えられる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日まで

私は、昭和 63 年 3 月 31 日まではA事業所に、同年 4 月 1 日からはB事業所に臨時のC職として勤務したが、厚生年金保険の資格取得日は同年 5 月 2 日となっている。在職証明書もあり、健康保険証を渡された記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書及び給与事務担当者の証言から、申立人は、申立期間においてB事業所に臨時のC職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の資格取得日は昭和 63 年 5 月 2 日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、B事業所では、「当時の資料が無く、申立期間における厚生年金保険の加入の有無については確認できない。」と回答しているものの、当時の給与事務担当者は、「雇用保険の資格取得も5月2日であれば、4月分の給与から厚生年金保険料を控除することはなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立期間当時、B事業所に臨時事務補助員として勤務していた者は、「私は昭和 63 年以前から勤務していたが、給与事務担当者から、4月及び8月については厚生年金保険の加入が無いので、国民健康保険及び国民年金に加入するようにとの説明を受けた。4月と8月の給与からは厚生年金保険料の控除は無かった。」と証言している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。